

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

御殿場市長

市町村名 (市町村コード)	御殿場市 (22215)
地域名 (地域内農業集落名)	御殿場地区(東山、鮎沢、東田中、二の岡、新橋) (深沢、東山、東田中一部、東田中二部、二の岡、鮎沢、新橋)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月20日 (第1、2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、農業者の高齢化が進み、後継者がいない世帯が半数を超えている。基盤整備が行われていない農地が多く、小規模、不整形な区画が新たな担い手への集積・集約を妨げている。今後、遊休農地の増加が懸念されることから、基盤整備により新たな担い手に集約するのか、もしくは畑地化して地域で取り組める新たな作物を検討していく必要がある。また、市街化区域に隣接し、大規模観光施設にも近いことから、景観作物の栽培や観光客をターゲットとした農業体験施設の整備など、保全と開発のバランスを図る必要がある。
【地域の基礎的データ】
主な作物: 水稻

(2) 地域における農業の将来の在り方

古くに土地改良が行われた水田も含めて、圃場整備による大規模化や畑地化を進める。ふじ伊豆農協には地域に適した新たな作物の提案、農業教育を通して新たな担い手の確保と儲かる農業への転換を図る。国道138号線沿道やプレミアムアウトレット周辺のまとまった農地では農業体験施設の整備や誘致を進め、遊休農地では景観作物の栽培を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	132 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地の内、現況農地及び現況原野とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、農地の大区画化・畑地化等のための基盤整備を実施する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の未活用人材の発掘や首都圏からの農業従事希望者の募集と並行し、農業体験や農業教育を開催することで新規就農に結び付ける。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--